

# 準備できていますか？



## 電子申告の義務化が始まります！



令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から、一定の法人が提出する法人税等の申告書<sup>※</sup>は、e-Tax(国税)及びeLTAX(地方税)により提出しなければなりません。

※ 申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てが対象となります。対象となる法人及び税目は、裏面をご覧ください。

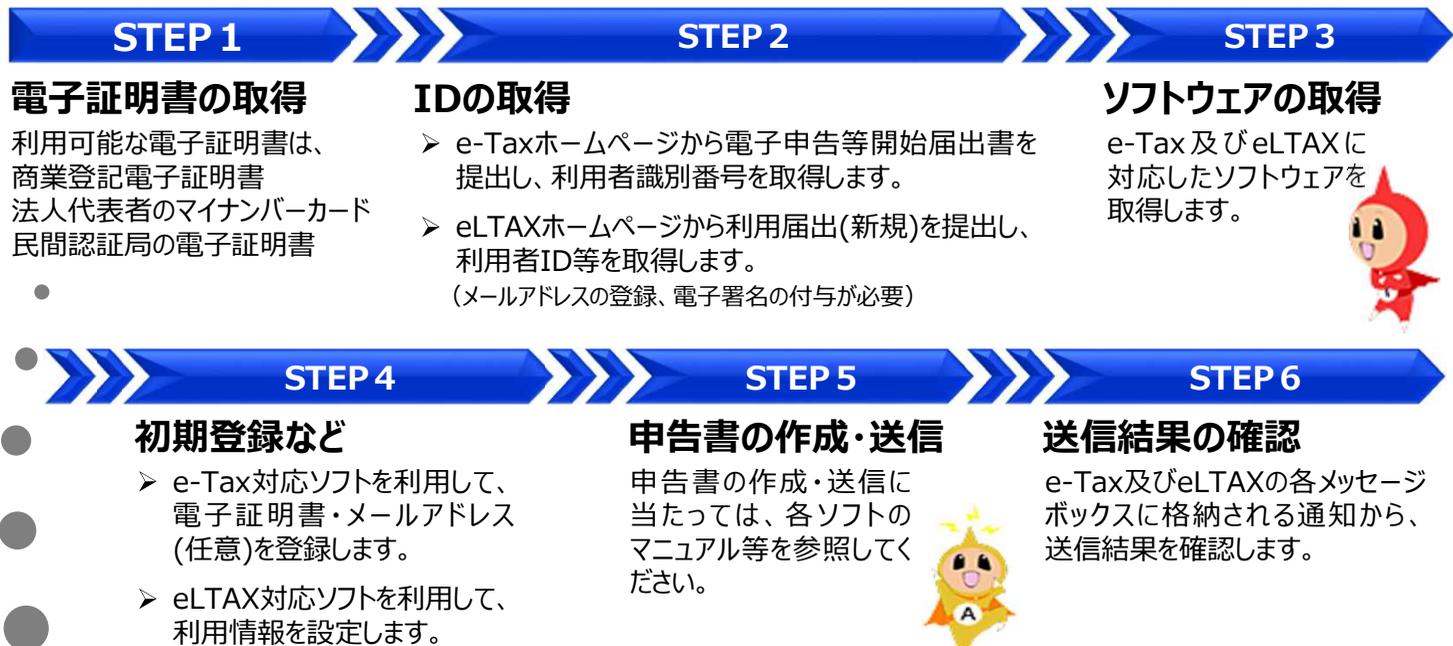
### 注意！

電子申告せずに書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税・不申告加算金の対象となります。



義務化適用事業年度には確実にe-Tax及びeLTAXが利用できるよう、適用事業年度前の早期から利用を開始し、十分な準備をしていただくことをお勧めします。

### ご利用までの流れ



### 電子証明書の取得



法人で一般的に使用されている商業登記認証局の電子証明書は、管轄の登記所で取得できます。

※取得方法の詳細は法務省ホームページをご覧ください。

なお、代表者の電子署名に代えて、委任を受けた役員・社員の電子署名で利用することも可能になりました。

# e-Tax・eLTAX義務化の対象法人・税目一覧表



対象となる法人の区分			資本金の額 又は 出資金の額	税目			
				法人税 地方法人税	消費税 地方消費税	法人住民税	事業税
内国法人	普通法人	株式会社等	1億円超	○	○	○	○
			1億円以下	×	×	×	×
		受託法人(法人課税信託)			×	×	×
		相互会社・投資法人・特定目的会社			○	○	○
	公共法人	国・地方公共団体			—	○	—
		国・地方公共団体以外	1億円超	—	○	○	—
			1億円以下	—	×	×	—
公益法人等	1億円超		○	○	○	○	
	1億円以下		×	×	×	×	
協同組合等	1億円超		○	○	○	○	
	1億円以下		×	×	×	×	
	人格のない社団等			×	×	×	
外国法人				×	×	×	

※ 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度（課税期間）開始の日で行います。



## e-Tax・eLTAXがより便利になります！

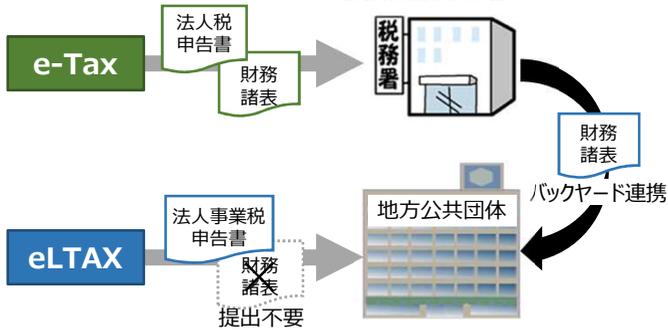


### 財務諸表の提出先の一元化

ワンストップ

(令和2年4月以後実施予定)

法人税の申告における財務諸表をe-Taxにより提出した場合には、国・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とします。

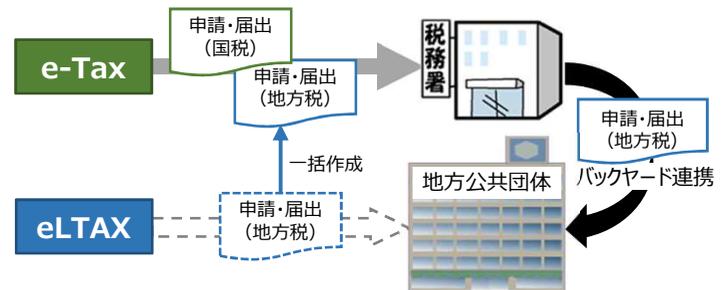


### 法人設立届出書等の電子的提出の一元化

ワンストップ

(令和2年3月実施予定)

法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及びe-Taxによる一括送信が可能になります。

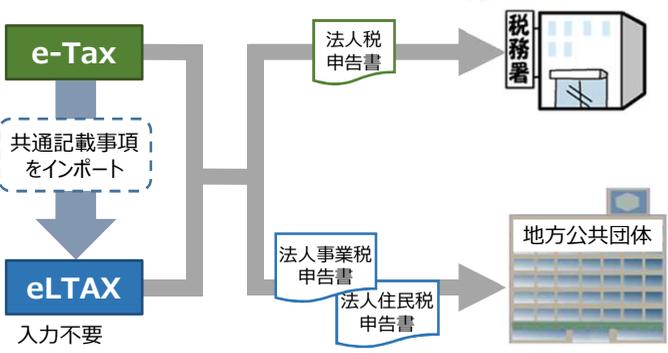


※ 必要となる添付書類については、各提出先にご確認ください。

### 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

(令和2年3月実施予定)

e-Taxソフトで入力したデータのうち、そのまま地方法人二税で利用可能なデータ(法人名、所在地等)について、eLTAXソフト側でインポートすることで、入力を不要とします。



## e-Tax・eLTAXについての詳細は……………

e-Taxホームページ・eLTAXホームページをご覧ください。



## お問い合わせ……………

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**

e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問  
 (受付時間) 月曜日～金曜日 9時～17時  
 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

eLTAXヘルプデスク **0570-08-1459**

eLTAXの概要やご利用のための手続き、PCdeskの操作方法に関するご質問  
 (受付時間) 月曜日～金曜日 9時～17時  
 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)